

第52回  
埼玉県男女共同参画審議会

平成30年8月1日（水）

埼玉県県民生活部男女共同参画課

○武田会長 まず、本日の議事として、次第の4の(1)男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についてです。このうち資料1 埼玉県男女共同参画基本計画推進指標の達成に向けた取組、および資料2 審議会等における女性の登用状況について事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局説明】

○武田会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、意見や質問等がありましたらお願いいたします。

資料をお配りしたいということなのですが、よろしいでしょうか。ではお願いいたします。

○瀬地山会長代理 論点は3点あるのですが、待機児童、私実は保育所の経営にかかわってしまして、キャンパスにある東京都の認証保育所の経営をしているのですが、お金はもらっていませんが。待機児童の問題なのですが、これは幼稚園の事に触れないとおそらく実現しないと思います。今は夏休みの間も幼稚園は空いていて子供もいないわけなのですね。幼稚園自体は衰退産業で、少子化でどんどん人が減っていつている状態になります。ですので、幼稚園の空きスペースを利用するであるとか、あるいは3歳から5歳以上は幼稚園のスペースに入れ込むとか、そのような工夫までしないとそんなに簡単にこの問題は解決しない、基本的によくご承知かと思いますが保育所が増えないのは土地生産性が低いからで、儲けにならない産業なのです。土地生産性が低いために、大人が土の上に住めないような所で子供が園庭を走り回るのは無理だ、という非常に単純な原理で足りないもので、なので公用地を転用するしかなく、そういった意味で公営の幼稚園の扱いというのを積極的に検討していただかないとだめなのではないかと思います。これは何回か申し上げております。

次にお渡しした資料の2点目ですが、審議会で女性委員が0のところがあるということなのですが、前回もこれはおかしいのではないかという事を申し上げたのですが、何も変わらなかったのもう一度、今度は資料と一緒に持ってまいりました。難病など医療関係のものが、構造的に女性がいなかったために審議会の数字が上がらない、男女比がおかしいままになっているという話なのですが、これは今年2月3日の朝日新聞の記事をお配りしたのですが、埼玉県の公立高

校から医学部に進学しているのは浦和高校だけということになっているのですね、統計的には。そういったところで、女性の医師が生まれにくいのは当たり前でして、女性が医師にならないかと言ったらそうではなくて、桜蔭とが豊島岡女子学園などは大量に医学部に合格しているのです。つまり、県内のトップ校が男子校であるという歪みがこういったところに出ていて、浦和一女はどちらでも良いと思っ

ているのですが、県内のトップ校が、進学率が最も良い学校が男子校であるというのは構造的な性差別に県が加担しているという状況だと認識しております。高校をちゃんとしない限りおそらく難病など様々な分野の医師が必要でしょうから、共学にしたからといってすぐに解決するような問題ではなく時間はかかりますが、ここから手を付けないと多分こういった問題などは根本的には改善していかないだろうと思います。

3点目は目標で出てきている、男性県職員の育児休業取得率の問題です。2017年のデータで13.6%となっていて、これを2020年に15%にするというのはちょっとよく分からないというか、これは目標でもなんでもなくておそらく実態で推移したらこれくらいいくのだろうという事だと思うのです。これも、今日は欠席されております加藤委員と一緒に、この数値は低すぎるのではないかと疑問を投げかけたところでもあります。それに対して人事課は変更しないとのことでしたが、きちんと人事課に再度申し上げますと前回の審議会の際に申し上げたと思うのですが、同じ状況ですので、できれば次回、人事課の方に来ていただいて、どうしてこのような数値になるのか、その根拠であるとか、こういった取組をしているのか、それから男性の育児休業取得が低いということが、女性職員は子供が生まれた時にはほとんど育休を取得しているはずですから、結局、回り回ってそれが昇進における男女差別に繋がっていくのです。といった意味もあってそれを県の中だけでできることであるにも関わらず、このような消極的な目標を立てて殆ど前に進めようといった意識があまり感じられないので、すみませんが次回は人事課からの説明を私としてはお願いしたいと思っています。審議会で諮ることで、私の一存ではありませんが、意見としては以上です。

○武田会長 ありがとうございます。待機児童問題は公営の幼稚園の問題も一緒に検討すべきではないか、それから審議会の女性が増えないことについては、高校の別学の構造的な差別という問題があるのではないか、それから、職員の育児休業の取得の問題についてはもう少し更にやるべきことがあるのではないか、

といったような3点のご意見でしたが、何か関連してご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

○大崎委員 さきほど瀬地山委員のおっしゃった件で、幼稚園のことについてという話がありましたので情報提供になりますので、そのお答えにはならないかと思いますが、熊谷市には公立の幼稚園は1つしかありません。そのほかは全部私立の幼稚園になっております。

私が子育てしていた20、30年ぐらい前の時は、幼稚園に預けるとお母さんは夏休み働けなかったのですね。でも、熊谷市は今、長期休暇中の預かり保育、また、平日の延長保育ということも幼稚園さんでは積極的に行ってくださいますので、女性の働き方によっては熊谷市あたりでも入れなかった、落選しちゃった人がいたりとかすると、その辺で、今度働こうかなというお母さんたちが入れない、入れないと大騒ぎをするのですけれども、働き方によっては幼稚園でも働けますよ、というお話はして差し上げるのですね。

正職になってしまうと無理かもしれないのですが、夏休み中長い時間というのが難しかったりするのですが、それでも働き方によっては幼稚園に預けず、保育園だけに預けないと女性が働けないという訳ではないですよ、という形の情報の提供をさせていただいています。先ほどおっしゃいましたが、夏休みは幼稚園は空っぽですというのは、もしかしたら公立はそうなのかもしれませんが、私立の幼稚園では今、夏季保育中だったりとか預かり保育をしていて、熊谷市ではたくさんのお園児が幼稚園に行っているという事実もあります。

○瀬地山委員 申し訳ありませんでした。やっているところがあるのは私も承知しております。

ちなみに保育所は働く母親のためのものではありません。男性も使うのです。父親にとっても必要なのです。子育ての問題を今のように母親の問題とリンクさせるというのはちょっとおかしいのではないかと思います。以上です。

○武田会長 待機児童の問題について他にご発言のある方はいらっしゃいますか。

○村松委員 私も今1歳になる子供がいるのですけれども、保育園に入れなくて、0歳で正直自分を入れたくないなと思っているのですけれども、0歳に入れたい

ともう保育園に入れないという状況があるので、例えば幼稚園を2歳から入れるようにするとか、もう少し1歳、2歳の子が保育園が無いのだったら、他も入れるところがもうちょっと充実してあるといいのではないかなと。今は0歳で入れたくないけど0歳に入れないと保育園に入れないという状況が、0歳の子はすごく手間がかかるから保育園も大変じゃないですか。だから1歳でも2歳でも自由に保育園に入れるような設計になって欲しいなと思います。

○瀬地山会長代理 よろしいですか。それをやったのが東京都の認証保育所であり、横浜市の保育施設なのですね。0から1歳、たしかに定員は例えば0歳児だと3人に1人を押し付けなくてはならないので非常に厳しい訳ですが、逆に言うと0歳児、1歳児であれば園庭が無くても良いのですよ。それをマンションの1室でやるとかいったのが横浜方式だった訳です。埼玉はそういうことをまだやっていないのですね。そういうことの可能性も少し考えた方が良いのではないかという気がします。東京と神奈川ではやっていることですから。以上です。

○武田会長 事務局の方からは何かこの問題についてありますか。

○事務局 保育についてですが、県では0歳児の関係でいわゆる予約保育という制度を始めたところでございまして、育休中に、この年から保育に切り替えたいというような予約をできるような形での施策を進めていくということを担当課からお聞きしている状況でございます。

○武田会長 とりあえず待機児童のことはよろしいでしょうか。関連してのご発言は。

次に、女性医師がなかなか審議会に足りないということのご説明に関連して、高校の別学の問題がありましたけれども、この件について関連してのご発言がある方はいらっしゃいますか。

事務局の方からはこの点については何かご説明はありますか。これまでいろいろ議論されてきた蓄積があるのではないかと思いますけれども。

○事務局 審議会での女性の登用状況を見る中で、私どもとしてはなんとか女性を一人でも二人でも増やせないか、というようなことをいろいろ庁内関係課とや

りとりしております。委員からのご意見については前回の審議会やこれまでのご発言をお聞きしていくなかで、そういう構造的な考え方もあるのかな、というようなことは承っております。ただ、今おっしゃられたようにそれが時間がかかるというようなこともございますし、この計画の目標年度である平成33年度までに、どういうことをやっていけば全体として審議会の委員の数値が上がっていくのか、というところも考えながら取り組みを進めているところです。そういう中でもっと大きな意味でのご示唆として、意見の方は受け止めていくところでございます。

○武田会長 これに関連してのご発言はよろしいでしょうか。

○事務局 補足でございますけれども、委員の方々は今回から新しい任期ということで新しくおいでになった方もいらっしゃいますのでお伝えいたしますが、毎回こういった形で審議会のほうでご議論いただいた事項につきましては、議事録にまとめさせていただいております。委員の方々にご確認いただいた上でそちらの方をまとめまして、関係課にはすべて議事録をお渡ししまして、また内容について説明をして、そういった形のご意見が出たということもお伝えした上で、今後の取り組み等に活かしていただく形で毎回させていただいております。今回の審議会につきましても同じような形でやらせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○武田会長 ありがとうございます。3点目には県庁の男性職員の育児休業の問題について、これは継続的に去年から議論になっていたようですけれども。

○事務局 そうですね。委員の方々からご意見の方をいただいております、やはり取組状況に比べて15%という目標値というのは低いのではないかと、ということも複数の委員からご意見を承っていると聞いております。その旨毎回担当課に伝えまして、取組の方はどうでしょうかというお話をさせていただいているところです。やはり担当課といたしましては、まずはこちらの15%の数値、これは「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」に基づいて定められた目標値でございますが、まずはこのプランに基づいた15%をクリアした上で更に上を目指して行きたいと、そういう考えに基づいて引続き取組を進めさせていただいて

いるところでございます。以上です。

○山口委員 最初に15%の目標値がどこから出てきのか分からなくて、どこなのだろうというシンプルな疑問がありましたのでお聞きします。

○事務局 埼玉県では、先ほどご紹介しました「女性活躍・子育て応援事業主プラン」いわゆる特定事業主行動計画なのですが、こちらを定めております。

こちらは、県庁内で行動計画の策定、推進委員会を定めまして、こちらでの議論をもとにこのプランを策定しています。この計画ですが、平成32年度末までに達成しましょうという計画を今推進中でございます。こちらの中で数値目標として平成32年度末までに達成する事項の一つとして、男性の育児休業取得率15%ということをやっております。もともと、このプランを一番最初に策定にしたときは7.6%という現状値から始めております。そこからですと今は倍以上になりますので、とりあえずはこのプランに基づいてまずは達成をして、その上でさらに上を目指していきたいということで、様々な取組を進める中で男性にも育児休業をとということでやっているところでございます。

○瀬地山会長代理 追加でお伺いしてよろしいでしょうか。

それは女性活躍推進法の事業計画の方でしょうか。次世代育成支援行動計画は。

○事務局 両方です、一緒に策定しています。セットです。

○瀬地山会長代理 両方ですか。特定事業主として目標値を出しているのですね。あれは、罰則が事業主の名前が公表になっているはずで、さすがに法律に基づいて取組をやって、埼玉県庁が事業名公表の名前がでてくるのはまずいだろう、という判断があったのかなという気がするのですが、気持ちは分からなくもないのですけれども、国の全体値が2.96から5%位に上がっていますよね。1年で1.4%位は十分に变化しうるはずで、13.6から15に上げるのに2年も3年も設定をし、しかも県庁の中でやれることであるのに、ちょっとこういう目標設定を、そんな控えめな目標設定をして、クリアしたというためにあの法律はあるものではないと思っていますので、ちょっとご説明がいささか、やはり取組の姿勢として消極的と言わざるを得ないのではないかと思うのですが。すみませ

んが、お出ましいただくことは可能でしょうか。と言う事も含めて。

○事務局 現時点では担当課がこちらに参っておりませんので、大変恐縮でございますが、持ち帰りまして、また検討させていただいてお返事させていただきたいと思います。

○武田会長 他によろしいでしょうか。県庁の男性、県庁の職員の方の働き方に関係あることかと思えますけれども。

○大崎委員 単純な疑問なのですが、パーセンテージにしてしまうとちょっと分からないのですが、分母とか、分子になる対象の男性の年齢とか条件がありますよね。条件は全員ではないですね、年齢もおじいちゃんくらいの方は育児休暇とらないですし、独身の方も外れますよね。ですから結婚をしてお子さんをもつ年齢の方の全体的な人数がいくつで、その数値目標だと何人位を目標にしているのかを単純に知りたい、もし資料がありましたら、どんな条件が対象になる人数なのでしょうか。

○事務局 目標値の出し方は、申し訳ございせんが資料としてこちらの方で把握しておりません。差支えなければ、次回の審議会の時にご説明させていただければと思っております。

○大崎委員 単純にその対象となる人数クラス、県の職員は、男性職員は何人位いらっしゃるのですか。

○事務局 この事業主の行動計画で、今回お話しているのが、知事部局、議会事務局、行政委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者が一緒に作った事業主プランに基づいてお話をしております。この他、教育委員会などにつきましては、また別途同じような事業主プランを定めておりますので、今お話した内容は、今申し上げた、特定事業主に係るプランという事でお話をしております。

男性職員のこの同じ特定事業主の、こちらの各任命権者の人数が手元の資料にはございませんので、こちらもお調べしたいと思います。



○大崎委員 はい、よろしくお願いします。

○武田会長 ほかの論点で何か、ほかの項目でありますか。

○石崎委員 基本目標VI「男女共同参画の意識をはぐくむ」のNo. 9「親の学習」講座を実施しているということについてですが、「親の学習」講座の内容について、具体的にどのような講座なのか教えていただけますでしょうか。

○事務局 親の学習講座なのですが、まず、親の学習というのが何かというのを説明させていただきます。

こちらは教育委員会で実施しているものなのですが、県が開発したプログラムを活用しました参加型の学習でございまして、話し合いですとか体験活動を通しまして、気づきですとか学びを深める学習となっております。この中には2つございまして、一つには中高生を対象としました「親になるための学習」というものと、それから保護者を対象としました「親が親として育ち、力をつけるための学習」という、いわゆる中高生対象のものと保護者の方対象のものと大きく分けて2つになっております。

その中で中高生を対象としました「親になるための学習」の中には、「子供を育てるって？」ですとか、「乳幼児と触れ合う」など6つのプログラムがございまして。その中で命の重さを体感したり、自分を慈しみ育ててくれた家族ですとか、その周りの人々に感謝の気持ちを育んだりしていく、そういったことが目的となっております。

一方、保護者を対象としました「親が親として育ち、力をつけるための学習」ですが、こちらには「子供と一緒に生活習慣を作ろう」ですとか「子供のほめ方・叱り方」こういったしつけに関することですとか、人間関係に関するものなどの33のプログラムがあります。この中で、親としての自覚とともに、親の学習で学んだり考えたりしたことを家庭で実践すること促す、といったことを目的としております。

○石崎委員 ありがとうございます。この「親の学習」の中で、男女共同参画の意識について、私がちょっと気になったのは、中高生向けに「親になる」ということを学ぶことは、ある意味、将来親になりましょうという水路付けになって

しまわないかな、そこで想定している家族像は多様であるのか、特定のライフスタイルをモデルにしているのではないかな、という印象を受けるのです。

私は今、大学で女子学生を対象に授業をやっているなかで、例えば、結婚というのは選択肢の一つなのだよ、してもしなくても、いろいろな生き方があるから、と学生たちに伝えています。どのようなライフスタイルであっても尊重し合えるような社会を目指していきましょう、と授業をやっているのですが、中学校や高校生の時期に親になる学習をすることは、本当に男女共同参画に繋がっていくのか、かえって特定の、つまり女の子は母親になりましょう、男の子はお父さんになりましょう、ということに繋がってしまうのではないか、それから子供と触れ合うというのも、大事なこともかもしれませんが、でも出産をするのが当たり前という考え方に繋がってしまわないか、ちょっと心配がありますがいかがでしょうか。これは中学校のカリキュラムに組み込まれているのですか。どのように学校で行われているのですか。

○事務局 中学、高校生向けのプログラムでは、授業の中で実施をしております。保護者向けのものにつきましては、例えば家庭教育学級ですとか、学校で行われる学級懇談会等で実施することを念頭に置いてやっております。もちろん他のところでも実施をしております。

○大崎委員 例えば回数で書いてありますけれども、県内全部の実施率、全ての中学校・高校でやっているわけではないのですか。親向けのもの、中高生向けのものが一緒になった回数ということですか。

○事務局 親の学習の講座を実施した場所ということであれば幼稚園、保育園から高等学校まで、あとは公民館ですとか児童館など、その他企業でやっているケースもあるようです。

実施の機会ということでは、就学時の健康診断、乳幼児教室、子育て講座、家庭教育学級といったところで実施をするケースなどが多くなっているようです。

もう一つは、全部の学校でやっているかどうかということですか？

○大崎委員 割合にすると、どれくらいの実施率になるのかということですか。

○事務局 学校ごとのというのは手元の資料にないのですが、市町村別の実施状況がございます。これで見ると、例えばさいたま市だと平成29年度の親の学習講座実施状況なのですけれども、30回という数字が出てきております。これで行きますとすべての学校という訳ではないのかなと思われます。川口市などは9回ということもあるので、人口ですとかお子さんの数を考えれば実施回数としてはそんなに多くないかと思えます。そのような状況です。

○石崎委員 具体的に男女共同参画社会基本法に則った内容の講座になっているのですか。

○事務局 基本法に全て則ったものかどうかというのは、すべてのプログラムの内容を拝見していないので不明である部分は多いのですけれども、この中のプログラムの概要などが書いてある資料を見ますと、これは中学生、高校生向けなのですけれども、たとえば「家族って何だろう？」ということだと、家族の一員としての自分を振り返り、家族の中での自分のできることを考えるということですので、必ずしも性別役割分担とかそういうことではなくて、やはり実際の自分の家族を振り返ってどのようにお父さんはやっているかな、お母さんはどうかな、自分はどうか、妹はどうかということ客観的にみてそこからどうしようかなということに発展していくのかなと、といったように見受けられます。例えばそのような感じですよ。

○大崎委員 ありがとうございます。親といっても今いろんな親御さんがいらっしゃると思いますし、特定のモデルを想定したものより、多様性に配慮した内容であってほしいなと思ひまして質問させていただきました。ありがとうございます。

○武田会長 この点についてなにかご発言のある方はいらっしゃいますか。

○武田会長 この資料の今のところの取り組みのところに「新たに作成した埼玉県家庭学習支援プログラム集を活用して実施をしている」という記述があるのですが、これは何か県で共通教材みたいなかたちで作られて公表されているのでしょうか。私たちも見ることができますか。

○事務局 すみません、今日持ってくれば良かったのですが、男女共同参画課にもございます。プログラム集というものを作成しておりまして、これはもしかしたら校長先生にお伺いしたほうがよろしいのかもしれませんが、公表されていると思います。きちっとした冊子になっておりまして、配布もされているところでございます。これなのですけれども平成29年の3月に新たなプログラム集ということで作成したと聞いております。同じように、それまでも参加型の学習という形でやっていたのですが、これも引続き参加型の学習を促すといったようなものでございます。

これに付随して申し上げますとすれば、県で家庭教育アドバイザーという方を養成しているのですけれども、その中から教員の経験のある方ですとか、いわゆる親の学習の講座について経験豊富な方を対象に、このプログラム集を活用した親の学習講座を行う指導者としまして、家庭学習アドバイザーを養成したりして、いろいろ保護者の不安ですとかそういったことの軽減をはかる、そういったことに活用していきたいということで並行してやっております。以上です。

○武田会長 ありがとうございます。私もこのプログラム集をぜひ見たいと思いました。

○事務局 次回、教育局に連絡いたしまして、もし皆様方にお配りできるようにしたら持ってまいります。

○武田会長 ありがとうございます。だいぶ時間が過ぎてきていますが、どうしてもこのテーマでご発言、別の点でという方がいらっしゃったら、どうぞ、お願いいたします。

○糸川委員 1点教えていただきたいのですが、基本目標のⅢの6のところですね、地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合というところなのですが、埼玉県内も東西南北とても人口がいろいろあると思いますけれども、地域ごとの割合だとか関わり度数というか、何かそういった数字の分かるものがあれば簡単に教えていただきたいと思います。

例えば、私は県南の方に住んでいまして、成人大学とか協会の活動ですとか、消防団とか結構関わっているシニアの方が多く見受けられるのですが、そちらの

点について分かれば教えてください。

○事務局 私は3月までこの指標の担当課の共助社会づくり課におりまして、私  
でわかる範囲でありますがお話できればと思います。

この割合については毎年、県の広聴広報課で実施しております県政世論調査と  
いうものに基づきまして設定をしております。ただ、この県政世論調査の場合は  
年齢の区切り方が少し違っていたりする部分もありますので、そこを加工してい  
るのですが、全体的な傾向としては毎年の世論調査を使って数字を追っておりま  
す。こちらについては確かにおっしゃるように今シニアの方がすごくたくさんい  
ろいろ活動しているので、目につく部分が非常に大きいのですが、世論調査の聞  
き方が結構細かくて、町内会活動とか、川の清掃をしているかとか、結構具体  
的な活動で例示をしているので、ひょっとしたら一般的に見ている感覚とはち  
よっとずれてしまう数字があるかもしれません。ただ世論調査に基づいた数字を  
載せさせていただいているということと、地域によっての差があるかというこ  
となのですが、これも世論調査の結果では県内を10区域に分けて、それごとのデ  
ータというのも出しております。私の記憶では、たとえば県南では埼玉都民がす  
ごく多いから活動している人がすごく少なくて、県北だったらすごく多いとい  
うように大差があるような形ではなかったと記憶しております。データは県ホーム  
ページの世論調査に掲載されていますので、もしご興味がありましたらご覧いた  
だければと思います。

○武田会長 他の点では何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。この  
議題については。

それでは、非常に重要ないくつかの指摘をしていただいて、議論も出尽くした  
ようですので、次の議題にいきたいと思います。

続きまして、次第の4の(2)報告事項です。アとイについて事務局より説明  
をお願いいたします。

#### 【事務局説明】

○武田会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明について何か質問等ありましたら。はい、どうぞお願い

いたします。

○村松委員 資料3の重点1の「デートDV防止の推進」で目標値が5校となっているのですけれども、こちらの基本計画書の14ページでも、いわゆるデートDVに遭った人が8人に1人ということはクラスに2人とかいるような状況で、ちょっと高校5校というのはあまりにも少ないのではないかな、と思うのですがこの点についていかがでしょうか。

○事務局 お答えいたします。こちらのデートDV防止講座というのが、学校に直接DV対策の専門家が訪問いたしまして、講座や教職員との懇談というのを含めたパッケージとして御案内しているもので、予算の関係もありまして、学校に直接赴いて行うとこのような数になります。ただ、委員がおっしゃるとおり、それではいくら学校があっても足りないよ、高校生がいても足りないよということは重々こちらも分かっておりますので、重点4の「若年者向けの相談体制の充実」の1つ目になりますが、教育関係者向け研修会、これが実はデートDVに関するものでございまして、やはり生徒さんお一人お一人に対してのアプローチで行きますとどうしても限界があるので、生徒さんを常に見守っている学校の先生向け、先生の方に対しての研修というのを夏休みシーズンに合わせまして実施しております。この研修に各学校の先生に御出席いただくことで、自分のクラスの生徒から相談を受けた時にどうしたら良いだろうとか、こういうことに対してどう対処していったら良いだろうというのを、先生に学んでいただくことによって、これだけでは当然カバーできませんが、先生向けの講座を通して生徒さんにデートDVの注意というか、予防啓発の働きかけという形をとっております。

○村松委員 実際に私が仕事していると思うのですが、やはり誰とも付き合った事がなくて、DVの方と付き合ってしまったって、お家もDVだとそれが当たり前なので、自分がDVされているということに気付いていない人がいっぱいいて、そういう方はやはり高校とかで教えてもらいたかったと。自分本人が気づいてないので、声をあげられないのですよね。ここはもう少し予算の関係もあるのですけれども力をいれていただいて、NPOさんとか・弁護士会とコラボという形も色々あると思うのですけれども、力を入れていただきたいというのが個人的な意見です。

もう1点、男性のDV被害者という方から結構ご相談を受けるのですが、男性の統計をみると、9ページに79%の人が相談しようと思わないと書いてあり、多分、相談機関が先ほどのWith You さいたまのものしかないからではないかなと思うのですけれども。女性の場合はシェルターがありますけれども、男性はシェルターもない、相談先もどこか分からない、恥ずかしくてなんとなく人に言えないという方がやっぱり多いのですね。男性の方が、意外とはさみで背中を刺されていたり、結構被害が深刻だったりする事もあるのですけれども、男性の被害者の取組を教えていただければと思うのですが。

○事務局 今迄は、DVというともっぱら女性が大多数であるのですが、先生がおっしゃるように男性の被害者という方も、割合では少数にはなりますが実際にいるという形で、こちらの基本計画とか、資料についても一方的に女性から男性だけではないという前提で意識して、作成しているところでございます。実際にはおっしゃられておりますように相談する機関が非常に少なく、本県においてはWith You さいたままで相談を設けていただいているというのが現状でございます。こちらでも実際のところは、女性を中心にしている所でございますので、もう少し状況をみながらですが男性被害者に対して、まず確実に相談機関に声をあげる、伝える場所があるというところを分かっていたくことからかと思うのですけれども、事業の取組について検討していければと思っています。

○村松委員 With You さいたまの男性のための男性相談員に電話相談というのは、結構DV被害の方のご相談はあるのですか。

○事務局（男女センター） 今のご質問は男性相談員のほうのことでしょうか。

○事務局 その前に先程の補足なのですが、いわゆる男性被害者の相談としては、With You さいたまもございますが、市町村でも警察でも相談窓口はございます。今の私の説明だと県内では1か所で女性しかやっていないようにとられてしまったのですが、実際には、他の市町村も相談窓口はありますし、警察でもDVに関しては非常に積極的に相談、対応いただいていると伺っています。

○事務局（男女センター） 先程、委員からご質問いただいた件ですが、昨年度はさきほど説明の中でお伝えしたとおり、81件の相談がございまして、今日は細かいところまでは持ってきていないのですけれども、一番多いのがやはり夫婦に関する相談が26件で、この中には間違いなくDV案件も入ってございました。今日は相談の受付状況まで持ってきておりませんので、数字はわかりかねますが、DVの相談もございました。

○加藤（英）委員 先程、男性のDVに関して市町村取組の話題がでました。私も業務としていろんな市にご訪問させて頂くことがあるのですが、たまたま北本市が面白い取組をされています。男性トイレの手洗い場に名刺くらいの大きさで、相談できるようなカードが設置されていました。おそらく埼玉県が作成されていると思います。トイレ内に置いてあり、このような空間であれば周囲を気にせず、カードを手にとることが出来ます。プライバシーにも配慮されており、市として、いろいろな工夫をされているので非常に良い取組だなと思い、この場で発言させていただきました。

○武田会長 ありがとうございます。

○中村委員 デートDVの件で念のため申し上げますが、各高等学校では毎年必ず人権教育、性教育等を実施していて、デートDVについては高校生にとって非常に身近な話題ですので、各校、3年に1回くらいはたいてい扱っております。ここで、「デートDV防止講座」と名のつくものは、5校で行っているかもしれませんが、去年5校しかやっていないということではないので、おそらくほとんどの学校で計画的にやっているかと思います。

○武田会長 他に、ございますか。どうぞ。

○小室委員 With You さいたまで講座とかフォーラムをやっているなどいつも思っているのですけれども、なかなか飯能市に住んでいるとその情報を得る手段も少なく、おそらくこの広報誌も市役所と市民活動センターにしか配置されていないのかなと思うのですが、実際どこに置いてあるのかという事と、あとやはり、子育て世代、乳幼児を子育てしている方向けですと、児童センターです



とかこども図書館、図書館などにも、もっと広報誌やちらしが置かれていると目にする機会があってよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

あと出前講座なども、もう少しやっていただけると、なかなか県西部から新都心まで出てくるのが大変ですので、所沢や川越等あたりでもやっていただけるとありがたいなと思います。

○事務局（男女センター） ありがとうございます。今、お話がありましたが広報誌とかは、市役所は当然なのですけれども、図書館にもお送りしています。図書館便という制度が県内にごさいますして、県立図書館とか各市町村立の図書館には配置させていただいております。あとは、紙でなくてもよいということであれば、私どもWith You さいたまのホームページにそっくり同じものをUPしておりますので、電子でもよければそちらをご覧くださいと思います。

ただ、お話のごさいました児童センターにつきましては、印刷枚数も限度がありますので全てというのは難しいのかもしれませんが、検討していきたいと思えます。

また、出前講座の話をいただいたところですが、With You さいたまでも出前講座を開催しております。職員の人数が限られているので、あちこち全てとはいかないのですが、昨年度は52回ということでやらせていただいております。場所は色々なので全部は申し上げられないのですが、熊谷、秩父、ふじみ野、川越、鴻巣、深谷、加須、日高、三郷、吉川、杉戸、志木、草加などです。ご依頼があつて、うちのセンターの職員との兼ね合いもあるのですが、できる所につきましては職員を派遣して出前講座を行っておりますので、もし、是非ここに来てほしいという事があればご相談いただければと思います。

○武田会長 よろしいでしょうか。

それでは最後の議事として、(3)その他について事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局説明】

○武田会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

最後となりますが、何かございますか。

では、皆様のご協力により円滑に終了することができました。どうもありがとうございました。